【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義
		②	上記以外の税目	―
3	内容			《制度の概要》 （1）認定 NPO 法人が、収益事業に属する資産から収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業のために支出した金額がある場合には、収益事業に係る寄附金の額とみなし、所得金額の 50%相当額（その金額が 200 万円に満たない場合は 200 万円）の損金算入ができる。 （2）認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、一般寄附金とは別枠で特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入ができる。
				《関係条項》 租税特別措置法 66 の 11 の3① 租税特別措置法 66 の 11 の3② 租税特別措置法 68 の 96①（令和4年4月 1 日施行後削除）
4	担当部局			国際協力局 NGO 協力推進室
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 7 年度
6	創設年度及び改正経緯			（1）平成 15 年度に「みなし寄附金制度」が創設され、平成 23 年度に拡充。 （2）平成 13 年度に法人が支出した認定 NPO 法人に対する寄附金について、特定公益増進法人に対する寄附金と同等の損金算入を認める制度が創設。平成 23 年度に拡充。
7	適用期間			恒久化（制度化）
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・国際協力 NPO 法人の活動を支える資金調達の円滑化を図ることにより、NPO 法人の活動を促進し、ひいては日本の国際協力に寄与することを目的とする。
				《政策目的の根拠》 ・特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号） （目的）第 1 条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度等を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）
第 2 章 1.（4）人材力の強化・人材総活躍
社会課題の解決に向けて、休眠預金等活用制度等を通じたNPO法人の支援、公益法人・信託による公益活動の促進、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の普及に取り組む。
・開発協力大綱（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
Ⅲ実施 （1）共創を実現するための連帯 オ 市民社会
非政府組織（NGO）を始めとする市民社会は、現地のニーズに寄り添った迅速な協力を通じ世界各地の人道支援等開発協力における存在感を拡大している。このような市民社会を我が国の開発協力の戦略的パートナーと新たに位置付けた上で、市民社会の有する専門性を活かし、政府間の二国間支援の届きにくい住民ニーズに寄り添った、より効果的かつ持続的な協力に努める。我が国市民社会の能力向上を支援するとともに、支援スキームの不断の改善等により、国内外の市民社会を通じて実施する開発協力を更に強化していく。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>施策Ⅳ 経済協力：
政府開発援助（二国間）または多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び反映の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>補助金など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源によって、国際協力 NPO 法人が持続的な活動を行える基盤を作ることが重要。当該措置を通じて、国際協力 NPO 法人の財政基盤の強化や国際協力 NPO 法人の活動の継続・発展を促すことを目的とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>NPO 法人が持続的な特定非営利活動のための財源を賄うためには、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源の活用が大きな役割を果たす。このため、特定非営利活動に係る事業のために法人が寄附を行う場合や、認定 NPO 法人が収益事業からの収益を特定非営利活動に係る事業に充てる場合に税制上の優遇措置を講じることは、認定 NPO 法人の財政基盤の強化や認定 NPO 法人の活動の継続・発展を促し、ひいては国際協力を通じた日本の国益に寄与する。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（1）みなし寄附金額の損金算入制度
<table><tr><td></td><td>利用認定
NPO 法人数</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>95</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>97</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>98</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>107</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>111</td></tr></table>
（2）認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度
<table><tr><td></td><td>利用法人数</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>19,487</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>22,277</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>22,751</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>22,559</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>23,583</td></tr></table></td></tr>
</table>

【算定根拠】
・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
・令和7年度は内閣府による推計値。令和3年度から令和6年度の増加数の平均値で推移すると仮定し算出。
・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
・特例認定含む。
・令和3年度及び令和4年度は連結法人含む。
・令和7年度は内閣府による推計値。令和3年度から令和6年度の増加数の平均値で推移すると仮定し算出。

② 適用額

（1）みなし寄附金額の損金算入制度

	適用額 （損金算入額、千円）
令和3年度	319,893
令和4年度	296,540
令和5年度	387,641
令和6年度	428,415
令和7年度	464,589

（2）認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度

	適用額 （損金算入額、千円）
令和3年度	10,546,801
令和4年度	13,892,794
令和5年度	8,937,765
令和6年度	8,823,931
令和7年度	8,249,641

【算定根拠】
（1）
・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
・令和7年度は内閣府による推計値。令和3年度から令和6年度の増加数の平均値で推移すると仮定し算出。
（2）
・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
・特例認定含む。
・令和3年度及び令和4年度は連結法人含む。
・令和7年度は内閣府による推計値。令和3年度から令和6年度の増加数の平均値で推移すると仮定し算出。

③ 減収額

（1）みなし寄附金額の損金算入制度

	適用額 （損金算入額、千円）
令和3年度	74,215
令和4年度	68,797
令和5年度	89,933
令和6年度	99,392
令和7年度	107,785

（2）認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度

	適用額 （損金算入額、千円）
令和3年度	2,446,858
令和4年度	3,223,128
令和5年度	2,073,562
令和6年度	2,047,152
令和7年度	1,913,917

【算定根拠】
（1）
・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
・減収税額については、各年度の適用額（上記9．②）に法人税率（23.2%）を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。
・令和7年度は内閣府による推計値。
（2）
・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
・特例認定含む。
・減収税額については、各年度の適用額（上記9．②）に法人税率（23.2%）を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。
・令和7年度は内閣府による推計値。

④ 効果

《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》
・認定NPO法人の認定数は、平成 13 年度の制度導入以降、平成 22 年度までの間に平均年 20 法人のペースで増えていたが、現行の優遇措置を導入した 23 年度以降は年 75 法人のペースで増えており、増加のペースが加速している。
・令和5年度の内閣府のアンケート調査では、主たる活動の主な収入源が「個人や民間（企業）からの寄附金」となっている法人は、認証 NPO 法人では 6.1%、認定 NPO 法人では 25.3%となっており、当該優遇措置の導入が認定NPO法人の増加に寄与していると考えられる。
・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会情勢に大きな影響が及ぼされたものの、当該優遇措置の寄与もあり、令和2年度以降は着実に認定 NPO 法人数が増加しており、NPO 法人の活動を促進するという目標を達成しているものと考えられる。

〇認定 NPO 法人数の推移

	認定 NPO 法人数
平成 13 年度	3
平成 14 年度	12
平成 15 年度	22
平成 16 年度	30
平成 17 年度	40
平成 18 年度	58

平均 20 法人増

平成 19 年度	80
平成 20 年度	93
平成 21 年度	127
平成 22 年度	198
平成 23 年度	244
平成 24 年度	407
平成 25 年度	630
平成 26 年度	821
平成 27 年度	955
平成 28 年度	1,021
平成 29 年度	1,064
平成 30 年度	1,102
令和元年度	1,147
令和2年度	1,209
令和3年度	1,237
令和4年度	1,266
令和5年度	1,287
令和6年度	1,294
令和7年度	1,319

平均 20 法人増
平均 151 法人増
平均 51 法人増
平均 22 法人増
平均 75 法人増

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
・内閣府「令和5年度特定非営利活動法人に関する実態調査」
・内閣府 NPO ホームページ「認証・認定数の推移」
・国税庁認定（平成 29 年度まで）及び特例認定（平成 28 年度までは仮認定）含む。

《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
〇認定NPO法人における法人からの寄附受入状況
・内閣府アンケート調査によると、令和5年度は平成 29 年度、令和2年度に比べて、1認定NPO法人あたりの寄附法人数、寄附金額は増加している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、寄附法人数、寄附金額ともに減少した可能性が考えられるものの、令和5年度は寄附法人数、寄附金額ともに増加しており、当該優遇措置によって、認定 NPO 法人の財政基盤の強化に一定程度の効果があったと認められる。

	寄附法人数（平均値）	寄附金額（平均値、千円）
平成 29 年度	33.2	7,548
令和2年度	28	6,461
令和5年度	95.4	29,758

〇認定 NPO 法人の収益構造
・内閣府アンケート調査によると、平成 29 年度、令和2年度に比べて、寄附金の割合が拡大し、収益の第1の柱となっている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業収益が減少した可能性が考えられるが、同年度以降は認定 NPO 法人の寄附金

と事業収益による自立的な活動に向けた環境整備が進んでいるものと考えられる。

（%）

	会費	寄附金	補助金 助成金	事業 収益	その他 収益	参考： 回答数
平成 29 年度	3.5	15.9	11.6	67.9	1.1	399
令和2年度	2.9	32.2	26.1	37.9	1.0	721
令和5年度	2.3	48.2	24.6	24.2	0.7	725

〇認定 NPO 法人における特定非営利活動事業の総支出額
・内閣府アンケート調査によると、平成 29 年度及び令和2年度に比べると、総支出額が 1,000 万円を超える法人の割合はやや増加している。活動規模の拡大を通じて、公益の増進に寄与しているものと考えられる。

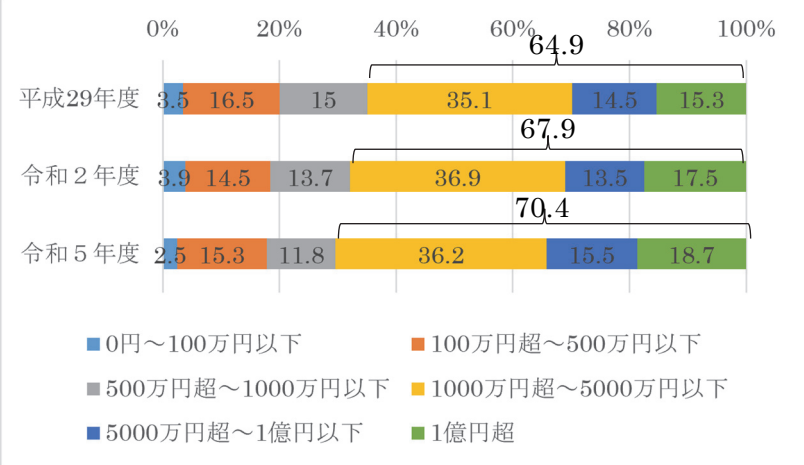

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
〇認定NPO法人における法人からの寄附受入状況
・内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」（各年度版）
・アンケート調査は3年ごとに実施しているため、分析対象期間のうち、令和3年度、令和4年度、令和6年度及び令和7年度はアンケート調査を行っていない。
・国税庁認定（平成 29 年度まで）及び特例認定含む。
〇認定 NPO 法人の収益構造
・内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」（各年度版）
・アンケート調査は3年ごとに実施しているため、分析対象期間のうち、令和3年度、令和4年度、令和6年度及び令和7年度はアンケート調査を行っていない。
・国税庁認定（平成 29 年度まで）及び特例認定含む。
〇認定 NPO 法人における特定非営利活動事業の総支出額
・内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」（各年度版）
・アンケート調査は3年ごとに実施しているため、分析対象期間のうち、令和3年度、令和4年度、令和6年度及び令和7年度はアンケート調査を行っていない。
・国税庁認定（平成 29 年度まで）及び特例認定含む。

			《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤ 税収減を是認する理由等	・労働政策研究・研修機構の報告書（「労働政策研究報告書No.183」、平成 28 年 3 月）によると、平成 26 年度にNPO法人が産出した付加価値額は、約 8,900 億円。 ※内訳は、正規職員約 4,000 億円、非正規職員約 3,200 億円、ボランティア約 1,700 億円。 ・平成 26 年度のNPO法人数は、50,086 法人（うち認証法人数は 49,265、認定法人数は 821）。内閣府アンケート調査によると、認証NPO法人・認定NPO法人のスタッフの構成は以下のとおり。 〇平成 26 年度スタッフ数（平均値、人） （下表） ※「平成 26 年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」 ※全職員のうち常勤有給職員を「正規職員」、その他の職員を「非正規職員」とする。 ※ボランティアは、現場で活動した人の延べ人数であり、管理・運営・総務・庶務等に係る者は除く。 ・付加価値額はスタッフの多寡に比例すると仮定。正規職員、非正規職員、ボランティアの１人当たり付加価値額をα、β、γとし、認証・認定共に同額であるとすると、雇用形態別の付加価値額は、 〇正規職員 認証〔6.8 人×α×49,265 法人〕+認定〔7.3 人×α×821 法人〕 =約 4,000 億円 〇非正規職員 認証〔8.7 人×β×49,265 法人〕+認定〔10.6 人×β×821 法人〕 =約 3,200 億円 〇ボランティア 認証〔230.4 人×γ×49,265 法人〕+認定〔509.9 人×γ×821 法人〕 =約 1,700 億円 ※α＝約 117 万円、β＝約 73 万円、γ＝約 1.4 万円 これにより、 認証NPO法人の付加価値額は約 8,705 億円 ※1 法人あたり約 1,767 万円 認定NPO法人の付加価値額は約 194 億円 ※1 法人あたり約 2,368 万円

	正規職員	非正規職員	ボランティア
認証 NPO 法人	6.8	8.7	230.4
認定 NPO 法人	7.3	10.6	509.9

・1 認定 NPO 法人あたりの付加価値額は、当該認定法人の総支出額に比例すると仮定し、上記で算出した平成 26 年度の 1 認定法人あたり付加価値額（2,368 万円）をベースに平成 29 年度、令和2年度、令和5年度の 1 認定法人当たり付加価値額を算出すると、
平成 26 年度： 2,368 万円 （総支出額 1,693 万円）
平成 29 年度： 2,911 万円 （総支出額 2,081 万円）
令和2年度： 3,178 万円 （総支出額 2,272 万円）
令和5年度： 3,732 万円 （総支出額 2,668 万円）
※各年度の総支出額（中央値）は、内閣府アンケート調査による。
※令和3年度、令和4年度、令和6年度及び令和7年度はアンケート調査を行っていない。

・1認定 NPO 法人あたりの付加価値額に、認定 NPO 法人数を乗じて各年度の認定 NPO 法人の付加価値額を算出すると、
平成 29 年度： 2,911 万円×1,064 法人＝約 310 億円
令和2年度： 3,178 万円×1,209 法人＝約 384 億円
令和5年度： 3,732 万円×1,287 法人＝約 480 億円

これにより、令和2年度から令和5年度までの認定 NPO 法人の付加価値額の増加額は、
約 480 億円－約 384 億円＝約 96 億円

・令和2年度から令和5年度の各年度の税の減収額は、
令和2年度： 約 12 億円
令和3年度： 約 25 億円
令和4年度： 約 33 億円
令和5年度： 約 22 億円

令和2年度から令和5年度までの税の減収額は、
約 12 億円+約 25 億円+約 33 億円+約 22 億円=約 92 億円

・認定 NPO 法人の付加価値額の増加額が、全て当該優遇措置によるものであると仮定し、令和2年度から令和5年度までの認定 NPO 法人の付加価値額の増加額と令和2年度から令和5年度までの税の減収額を比較すると、
約 96 億円−約 92 億円=約4億円

・なお、分析対象期間である令和3年度、令和4年度、令和6年度及び令和7年度の付加価値額を、令和2年度から令和5年度にかけての付加価値額の増加額から推計し、認定 NPO 法人数を乗じて各年度の認定 NPO 法人の付加価値額を算出すると、
令和3年度： 約 3,363 万円×1,237 法人＝約 416 億円
令和4年度： 約 3,548 万円×1,266 法人＝約 449 億円
令和6年度： 約 3,917 万円×1,294 法人＝約 507 億円
令和7年度： 約 4,102 万円×1,319 法人＝約 541 億円

これにより、令和3年度から令和7年度にかけての付加価値額の増加額は、

				約 541 億円－約 416 億円＝約 125 億円 ・令和3年度から令和7年度の各年度の税の減収額は、 令和3年度: 約 25 億円 令和4年度: 約 33 億円 令和5年度: 約 22 億円 令和6年度: 約 21 億円 令和7年度: 約 20 億円 令和3年度から令和7年度までの税の減収額は、 約 25 億円+約 33 億円+約 22 億円+約 21 億円+約 20 億円 =約 121 億円 約 125 億円－約 121 億円＝約4億円
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	・「市民による自由な社会貢献活動の促進」という制度の趣旨に鑑みると、補助金など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源によって、NPO法人が持続的な活動を行える基盤を作ることが重要であり、租税特別措置を整備し支援することは、民間からの寄附金や自らの事業収益による財政基盤の強化を促すものであることから、上記の制度の趣旨に沿うものである。 ・当該税制優遇措置は、認定NPO法人の財政基盤の強化や認定NPO 法人の活動の継続・発展に重要な役割を果たしており、同措置の継続は市民活動の更なる発展に不可欠であると考えられる。 ・租税特別措置は、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えるものであり、公平性を確保する観点からも必要不可欠である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解			
12	評価結果の反映の方向性			当該税制優遇措置は、認定 NPO 法人の財政上の問題を緩和し、その活動の継続・発展に不可欠と考えられることから、引き続き同措置の継続が必要。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			（事後評価）令和 3 年 8 月